

事業修習生等の届出

平成 年 月 日

粕屋町長 殿

届出者(源泉徴収義務者)

住所

氏名

印

租税条約の規定による平成 年度町・県民税免除に関する届出書

標記の件について、次のとおり届け出をします。

- ふりがな
- 1 氏名 ( 年 月 日生)
  - 2 国籍
  - 3 現住所
  - 4 入国年月日 平成 年 月 日
  - 5 在留期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
  - 6 在留資格
  - 7 入国前の住所
  - 8 学校若しくは事業所の名称・所在地
  - 9 免除となるべき所得の支払者の名称・所在地
  - 10 具体的な勉学、研究、事業修習、職業修習、技術修習の内容
  - 11 免除となるべき所得の種類・金額・支払方法及び支払期日
  - 12 その他参考となるべき事項

所得税については、日本国と との間の租税条約第 条により、「租税条約による届出」を平成 年 月 日に 税務署に提出して免除を受けています。

※税務署長に提出した「租税条約に関する届出」の写しを添付してください。

※留学生の場合は、学校の発行する在学証明書を添付してください。

※免除対象者であっても給与支払報告書の提出は必要です。

※本届出書は、租税条約の対象となる期間は、毎年の提出が必要です。昨年届出している人も該当する場合は提出してください。提出がない年は、町・県民税は免除されませんのでご注意ください。

※平成 年 1 月 1 日現在に粕屋町に住所がある人全員を記載してください。用紙が不足する場合は、コピー又は上記の区分により一覧表を作成してください。